

「保険料納入証明書」の発行について

皆様がお支払いになった任意継続保険料は、確定申告の際に社会保険料控除を受けることができます。

納入された社会保険料の額に関しては、納付書でお振込みされた方は領収済済通知書、ATMでお振込みされた方は領収書の額を社会保険料控除額として、確定申告書に記載できます。

上記書類等を紛失された場合は、別紙「健康保険料納入証明書交付申請書」に必要事項記入のうえ、組合までご提出していただければ、保険料納入証明書をお送りいたします。

なお、確定申告に関する詳細については、最寄りの税務署にご相談ください。

【提出の際の注意事項】

1. 被保険者記号番号、氏名、生年月日、住所、電話番号、発行する証明書番号、証明期間を漏れなく記入してください。
2. 捺印もれのないようご注意ください。
3. (証明期間)はいつからいつまでの間に支払った分の保険料納入証明書が必要なのかを記入してください。支払年月をもとに保険料納入額を計算します。
※保険料納入証明書の発行は、記入された(納入期間)以後となります。

(例)平成27年3月に「平成27年4月分～平成28年3月分(12ヶ月分)の保険料を支払った場合

⇒この全額(平成27年4月分～平成28年3月分)が平成27年の保険料納入証明書に記載されます。

※平成28年1月分～3月分のみ保険料納入証明書は発行できません。

4. 提出方法は、**郵送**または**当健康保険組合窓口**でお願いします。(メール及びFAXは不可)

参考(所得税基本通達74・75-2)

税務手続きで申告する社会保険料の金額とは、その年に実際に支払った金額になります。前納されている場合、前納期間が1年以内のものについては、その全額をその年において支払った社会保険料の金額として差し支えありません。

※お問い合わせは、適用課03-3843-1455までお願いいたします。